

## 答 申

### 第1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成23年6月7日付けで実施機関に対し、「『岐阜県警の留置に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項について（通達）』（平成19年5月31日付け留管第720号）」についての公開請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、請求対象公文書である「岐阜県警の留置に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（平成19年5月31日付け留管第720号、以下「本件対象公文書」という。）を特定し、平成23年7月21日付け留管第545号で公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

実施機関は、本件処分において、次の部分が条例第6条第4号に該当するとして非公開とした（以下、これらの部分を「本件非公開部分」という。）。

- ・第2 留置施設の管理 10 幹部の巡視（第13条関係）の一部
- ・第3 留置担当官等の勤務 5 かぎの保管と管理（第28条関係）の一部
- ・第4 留置の手続き 2 特別要注意者等の指定（第27条関係）の一部
- ・第9 金品の取扱い 2 所持金品の検査（第44条関係）の一部
- ・別記様式第6号（第13条関係） 巡回監視結果表の一部

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成23年8月18日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

本件対象公文書は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行と何ら関係ない。

実施機関は、平成22年5月26日付け留管第473号で「被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号。以下「国家公安委員会規則」という。）」を公開している

から、この公開とも矛盾しているものである。

犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行に関する訓令は別途作成されているのであるから、本件対象公文書とは何ら関係ないのは明白である。

そうすると、第3 留置担当官の勤務、5、かぎの保管と管理は条例第6条第4号に該当するおそれはあるが、第9 金品の取扱い、2、所持金品の検査は条例第6条第4号に該当しないので本件処分は取り消されるべきである。

#### 第4 諮問庁の主張

諮問庁が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、留置施設の適正な管理運営を図るとともに、人権に配慮した適切な処遇を行うために制定された、岐阜県警察の留置に関する訓令（平成19年岐阜県警察訓令第28号）の解釈及び運用上の留意事項を定めたものである。

##### 2 本件処分を行った理由について

本件非公開部分のうち、

- ・第2 留置施設の管理 10 幹部の巡視（第13条関係）の一部
- ・第4 留置の手続き 2 特別要注意者等の指定（第27条関係）の一部
- ・別記様式第6号（第13条関係）巡回監視結果表の一部

には、留置施設内の巡視に関する具体的な要領が、

- ・第3 留置担当官等の勤務 5 かぎの保管と管理（第23条関係）の一部

には、留置施設でのかぎの保管と管理の具体的な要領が、

- ・第9 金品の取扱い 2 所持金品の検査（第44条関係）の一部

には、被留置者の所持金品の取扱いの具体的な要領が、それぞれ記載されており、これらの情報を公開することは、被留置者の逃走、奪取、自傷、他害行為等を容易にし、犯罪の捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第4号に該当すると判断した。

審査請求人は、実施機関が過去に国家公安委員会規則を公開していることと矛盾していると主張するが、当該規則は留置に関する基準を定めているのみであり、具体的な要領等は各都道府県の公安委員会が個別に定めることとされている。本件対象公文書はこの具体的な要領に係る公文書である。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

##### 1 本件公開請求の趣旨等について

審査請求人の公開請求の趣旨は、平成19年5月31日付けで実施機関が発した、留置に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項についての通達文書の公開を求めるものと認められる。

##### 2 本件処分に係る具体的な判断について

###### (1) 条例第6条第4号の趣旨について

条例第6条第4号は、非公開情報を「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定している。

本号に該当する情報を公開すると、犯罪の予防、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持を有効かつ効率的に行うことが困難となることから、これを防止しようとするのが本号の趣旨である。

また、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」と規定したのは、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるかどうかの判断には、犯罪の予防、捜査等に関する将来予測としての専門的・技術的判断が必要であることから、実施機関の第一次的な判断を尊重する趣旨である。

## (2) 本件非公開情報の条例第6条第4号該当性について

実施機関は、本件非公開部分には、それぞれ、留置施設内の巡視、かぎの保管と管理又は被留置者の所持金品の取扱いに関する具体的な要領が記載されており、これらの情報を公開することは、被留置者の逃走、奪取、自傷、他害行為等を容易にし、犯罪の捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第4号に該当すると主張する。

一方で審査請求人は、本件対象公文書は犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行とは何ら関係ないことに加えて、実施機関が過去に国家公安委員会規則を公開していることとも矛盾していると主張する。

このことについて当審査会で対象公文書を見分して検討したところ、本件非公開部分に記載されている情報は、巡視、かぎの保管と管理又は被留置者の所持金品の取扱いに関して実施機関が定めた要領であって、いずれも国家公安委員会規則よりも詳細かつ具体的であると認められる。そして、これらを公開することにより被留置者の逃亡を容易にする等、留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断したことには相当の理由があると認められる。

## 3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

|                           | 審 査 の 経 過                            |
|---------------------------|--------------------------------------|
| 平成23年9月2日                 | ・ 諮問庁から諮問を受けた。                       |
| 平成23年9月29日                | ・ 諮問庁から公開決定等理由説明書を受領した。              |
| 平成23年10月5日                | ・ 審査請求人に公開決定等理由説明書を送付した。             |
| 平成23年10月26日<br>(第102回審査会) | ・ 諮問事案の審議を行った。                       |
| 平成24年1月26日<br>(第104回審査会)  | ・ 諮問事案の審議を行った。<br>・ 諮問庁から口頭意見陳述を受けた。 |
| 平成24年3月1日<br>(第105回審査会)   | ・ 諮問事案の審議を行った。                       |

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

| 役職名 | 氏名    | 職業等             | 備考 |
|-----|-------|-----------------|----|
|     | 栗津 明博 | 朝日大学法学部教授       |    |
|     | 石川 晴代 | 岐阜県商工会女性部連合会副会長 |    |
|     | 加藤 千鶴 | 弁護士             |    |
|     | 桑原 一男 | 行政書士            |    |
| 会長  | 森川 幸江 | 弁護士             |    |

(五十音順)